

## 臨時的任用職員（育児休業代替）の募集について

旭川地方法務局では、下記のとおり育児休業職員の代替職員として、臨時的任用職員を募集します。

### 記

#### 1 業務内容

登記事務処理

- (1) 登記に係る事務全般
- (2) 来庁者・電話対応
- (3) 庶務的な事務全般（郵送事務等）
- (4) その他職員の提示する業務

#### 2 募集人数

1名

#### 3 任期

令和7年6月1日～令和8年3月31日

※任用の日は、多少前後する可能性があります。

#### 4 勤務場所

旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎西館3階  
旭川地方法務局登記部門

#### 5 給与

月額183,500円～（採用前の学歴及び職歴によって決定）

その他諸手当あり（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等）

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当については、採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始します。

※ 通勤手当は、通勤距離2キロメートル以上から支給（自家用車使用の場合、駐車場は自己確保・自己負担）

#### 6 採用形態

国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項第2号に基づき臨時的任用職員として採用

(注) 任用後は、国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

## 7 勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(休憩時間 60 分を含む。)

## 8 勤務日、休暇

月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

年次休暇・特別休暇等あり

## 9 保険等

健康保険及び年金については、法務省共済組合(短期)及び厚生年金に加入。

## 10 応募資格

(1) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル)ができること。

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 11 応募方法

下記記載の連絡先まで、履歴書(顔写真貼付)1通を令和7年5月15日(木)必着で持参又は郵送してください。

## 12 選考方法

面接(応募者に対して、面接日時・場所を連絡します。)

## 13 選考結果

採用者には、電話でお知らせします。

不採用者には、書面でその旨をお知らせするとともに、提出いただいた履歴書を返却します。

14 連絡先

〒078-8502

旭川市宮前1条3丁目3-15

旭川地方法務局総務課人事係 担当：吉田

TEL 0166-38-1141

15 その他

履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、選考上有用と思われる資格や経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報は、採用手続事務の目的以外に利用することはありません。